

2020年5月27日

九州各県4種委員長各位

九州FA第4種委員会  
委員長 加来雅雄

### 県境を越えた移動自粛の緩和について

#### 前略

九州FA4種委員会としましては、コロナウイルス感染拡大防止のため、「6月末までの県境を越えての活動自粛」を確認しておりました。これは、4月24日付『JFA主催事業の5月末までの延期・中止要請』及び5月15日付『KYFA主催行事中止・延期 再々延長』の通知を受けてのものでした。

状況が刻々と変化する中、5月25日に全国の緊急事態宣言が解除されました。また昨日開催された「九州知事会」において、九州内の移動は6月1日より認めるという決定がなされました。

まだまだ感染のリスクが0ではない状況ではありますが、一方で、少しずつ日常を取り戻すためのチーム活動再開を望む声も届いています。

決して県境をまたいでの活動を推奨するものではありませんが、JFA及び各県FAのガイドラインに沿って、感染防止・熱中症対策等、選手の健康・安全に十分留意し、参加選手の保護者の同意を得ることを大前提に、以下のように県外での活動自粛を緩和したいと考えております。

○ 6月1日より、県境を越えての活動を認める。

※ ただし、各県FA内に規制の基準が設けられている場合は、この限りではない。  
また、今後の各県の感染拡大状況によっては、緩和内容に変更が生じる場合がある。

- 根拠
- ・ 全国の緊急事態宣言が解除された。(5月25日)
  - ・ 九州知事会が6月1日からの九州内の移動を認めた。(5月26日)
  - ・ KYFA通知は、主催行事の中止・延期を示したもので、各チームの活動に制限を加えるものではないと確認できた。(5月26日)

草々